

小樽市の保健行政

令和4年度版

(令和3年度 統計資料)

小樽市保健所

はじめに

小樽市の公衆衛生行政の推進にあたり、市民をはじめ関係する機関・団体の皆様には日頃から大変お世話になっております。紙面を借りてお礼を申し上げます。

コロナ対策を始めてから丸3年が経ちました。この間、小樽市内の感染者に占める死亡者の割合は従来株（R2.3～R3.2）で5%、アルファ株（R3.3～R3.6）で4%でしたが、オミクロン株（R4.1～）で0.2%と大きく変化してきました。株自体の病原性が弱くなってきたことに加え、ワクチンの浸透や新たな治療薬の登場などに伴い、令和4年に入ってコロナで命を落とす方の割合は確実に小さくなってきました。しかしその一方で、感染者数は爆発的に増えました。概数でみると、令和2年が300人、令和3年が1,200人、令和4年が23,000人と、一年で一桁ずつ増えてきました。この現実を前にコロナに対する公衆衛生対策はその様相を大きく変えざるを得なくなりました。

コロナ対策は感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などの法律に基づき実施されていますが、その運用は「官の管理から民の管理」へと変化しています。令和4年の上期までは保健所が感染者や濃厚接触者の把握・隔離を行う対策でしたが、下期に入り医療機関の発生届が一部の感染者に限定され、多くの感染者は感染判明後に自主的に療養生活に入ることを基本とする対策に移行しました。そして保健所には市民に対してこうした仕組みを周知するとともに、感染防止に向けた行動変容を促すことが強く求められる「新たな段階」となってきました。

このことに関して、当保健所の役割は主に三点あると考えます。①市民への情報発信。市民にとって、身近なところでどのくらい感染が広がっているのかをリアルタイムに知ることは、自らの行動を感染防止に向けて律する上で極めて重要です。毎日公表している年代別感染者数は、多くの市民の大切な情報源になっていると考えます。②ワクチン接種の促進。ワクチン接種の恩恵は、ワクチンを打った人に留まらず、ワクチンを打っていない人にも周囲に人工免疫の壁を作ることで及びます。また令和4年6月に市内で感染が確認された人のワクチン接種歴を調べましたが、接種回数が多くなるほど感染する割合が低くなることが分かりました。今後もこうした情報を発信しながら、更なる接種率の向上を目指します。③医療機関や高齢者施設等のサポート。令和4年は医療機関や高齢者施設等でクラスターが多発する年でした。保健所はこれらの施設に対して感染拡大防止のアドバイスや一斉検査、PPEの提供などのサポートを直接的に行ってきましたが、第7波以降は感染者急増で業務が逼迫し、これらの取組も入院調整を除いて状況確認などの間接的なものへと移行せざるを得なくなりました。今後は新たな変異株への置き換わりも考えられますが、保健所としてはこれまでの経過を振り返り、業務逼迫時においても医療機関や高齢者施設等のその時々ニーズに沿ったサポートが適切に行えるよう、取組のさらなる改良に努めてまいります。

この冊子が発刊される頃にはコロナの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更されているかもしれません。しかし、上記三点の役割は、形を変えても残っていくものと考えております。この原稿を執筆している時点ではまだ先が見通せない状況ですが、関係各位には保健所に対する引き続きのご理解とご支援をお願いいたします。

令和5年3月

小樽市保健所長 田中宏之

目 次

小樽の衛生小史と保健所の沿革	1
----------------------	---

I 概 況

1 庁舎の規模	17
2 組織機構	18
(1) 機構・職員配置図	18
(2) 事務分掌	19
(3) 事業内容	21
(4) 小樽市災害対策	23
3 財政の状況	26
(1) 歳入	26
(2) 歳出	27
4 附属機関	28
(1) 小樽市保健所運営協議会	28
(2) 小樽市食品衛生優良店舗等審査会	28
(3) 小樽市予防接種健康被害調査委員会	29
(4) 小樽市感染症の診査に関する協議会	29
(5) 小樽市献血推進協議会	30

II 業 務

第1章 医務・薬務・救急医療	33
1 医務	34
2 薬務	35
3 救急医療	36
(1) 第一次救急医療	36
(2) 第二次救急医療	37
4 災害対策	38

第2章 保健衛生	39
1 母子保健	40
(1) 小児医療等給付事業	40
(2) 母体保護に関すること	42
2 栄養改善	44
栄養改善業務体系	44
(1) 地域における実態把握	45
(2) 食環境の整備	45
(3) 住民の健康づくりの一環としての栄養改善業務	48
3 歯科保健	52
歯科保健業務体系	52
(1) 母子歯科保健（歯科健診・相談・フッ化物歯面塗布事業）	53
(2) 障がい児歯科保健	58
(3) 成人歯科保健	58
4 精神保健福祉事業	61
(1) 相談事業	61
(2) 社会復帰支援事業・家族支援事業	62
(3) 普及啓発事業	63
(4) 障害福祉サービス	64
(5) 地域生活支援事業	66
(6) 精神保健福祉法・障害者総合支援法による申請受付及び諸届出数	66
(7) 地域自殺対策緊急強化推進事業	68
5 難病の患者に対する医療等に関する法律 に基づく特定医療費の支給認定の制度	70
6 感染症対策	82
(1) 感染症	82
(2) 結核	86
(3) 予防接種	92
(4) 新型コロナウイルスワクチン接種事業	94
7 成人保健	95
成人保健事業体系	95
(1) 健康手帳の交付	96
(2) 健康診査	96
(3) がん検診	97
(4) 健康相談	103

(5) 健康教育	105
(6) 訪問指導	106
(7) 小樽健康づくりウォーキング推進事業	107
(8) 特定保健指導	108
8 保健師活動	109
(1) 公衆衛生看護活動実施状況	109
(2) 家庭訪問指導状況	110
9 学生実習指導	111
10 地域の健康づくり	112
(1) 健康づくり組織育成	112
(2) 衛生教育	113
11 健康増進計画推進事業	114
第3章 生活衛生	115
1 環境衛生	116
(1) 生活衛生（営業六法）関係施設対策事業	116
(2) 水道法等関係施設対策事業	117
(3) 水浴場等対策事業	118
(4) その他法令等関係事業	119
(5) 苦情・相談	121
(6) 今後の課題	121
2 食品衛生	122
(1) 食品営業施設数及び監視指導数	122
(2) 食品等の収去検査	124
(3) 食中毒発生状況	124
(4) 食品苦情及び市民相談処理状況	125
(5) 残留農薬検査	126
(6) 食品の放射性物質検査	126
(7) 衛生教育及び広報活動	126
(8) 食品衛生優良施設の表彰	126
(9) 今後の課題	127

3	動物衛生	128
(1)	狂犬病予防等対策	128
(2)	ペットの適正飼養及び終生飼養に対する対策	128
(3)	犬の捕獲、引取り、返還、譲渡及び処分	129
(4)	犬、猫等に関する苦情及び相談	129
(5)	ねずみ、昆虫等に関する相談	130
(6)	今後の課題	130
第4章 試験検査		131
1	試験検査（年度別推移）	132
2	各検査の内訳	133

Ⅲ 統計

1	人口動態	137
(1)	人口の推移	137
(2)	人口動態統計に使用する用語と比率について	139
(3)	総括	141
(4)	出生	146
(5)	死亡	149